

令和元年7月26日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和元年度7月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第18号 農地法第3条許可申請書審議について	(9件)
議案第19号 農地法第4条許可申請書審議について	(2件)
議案第20号 農地法第5条許可申請書審議について	(3件)
議案第21号 農用地利用集積計画審議について	(20件)
議案第22号 非農地証明願出書審議について	(1件)

〈 出席委員 〉(18人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 田原 嘉治	3番 楠 眞憲
4番 重水 賢治	5番 日高 格一	6番 池田 澄弘
	8番 横山 義晴	9番 迫 千穂子
10番 末永 義弘	11番 馬場 五男	12番 久木田 洋子
13番 東 芳男	14番 今村 壽久	15番 山口 義廣
16番 奥 和俊	17番 濱村 義美	18番 池畑 正治
19番 今屋 政市		

〈 欠席委員 〉(1人)

7番 野元 政博

〈 推進委員出席者 〉(13人)

20番 南 宏機	21番 <欠員>	22番 東峯 満	
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧聞 隆男	27番 山下 浩二
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 有馬 修一	31番 上野 勉
32番 肥後 博	33番 西園 賢一郎	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉(1人)

23番 松崎 秀樹

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	東 浩文
農地調整係長	元山 敏志	農業振興係	内 智富美

(開会 9時00分)

- 会長 ただいまから、令和元年度7月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、推進委員が13名出席しております。
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、17番「濱村 義美」委員と、18番「池畑 正治」委員を指名させていただきます。
次に、日程第2、議案第18号農地法第3条許可申請書審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の1頁から2頁をご覧ください。9件です。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,956㎡、作物は野菜です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は21,299㎡、作物は水稲です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は565㎡、作物は野菜です。
番号4と番号5の権利取得者は同一人物で、権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,297㎡、作物は水稲、甘藷です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,572㎡、作物は野菜です。
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は12,780㎡、作物は水稲です。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は22,008㎡、作物は茶です。
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,384㎡、作物は水稲、野菜です。
以上、計9件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 3番 議案第18号の番号1について報告いたします。
令和元年7月22日、私と副の田原委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 3番 議案第18号の番号2について報告いたします。
令和元年7月22日、私と副の田原委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 10番 議案第18号の番号3について報告いたします。
令和元年7月22日、私と副の松崎弘安委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地と草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 1 3 番 議案第18号の番号4と番号5は権利取得者が同一人物ですので、一括して報告いたします。
令和元年7月22日、私と副の池畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 1 3 番 議案第18号の番号6について報告いたします。
令和元年7月22日、私と副の池畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 1 4 番 議案第18号の番号7について報告いたします。
令和元年7月22日、私と副の瀧間委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 1 5 番 議案第18号の番号8について報告いたします。
令和元年7月20日、私と副の本村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 1 7 番 議案第18号の番号9について報告いたします。
令和元年7月22日、私と副の今屋委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地と草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第18号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第18号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第19号農地法第4条許可申請書審議を議題といたします。

なお、番号1は、日程第4、議案第20号農地法第5条許可申請書審議の番号2と関連がありますので、一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 まず、関連の案件について説明いたします。

資料について、農地法第4条許可申請は12頁の番号1、農地法第5条許可申請は15頁の番号2です。

転用目的は、共同住宅で、一体利用し、事業計画全体面積は1,287㎡です。

次に、番号2の転用目的は、一般住宅です。

以上、計3件、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

12番 議案第19号の番号1、議案第20号の番号2については、一括して報告いたします。

令和元年7月22日、私と副の山下委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第19号の番号2について報告いたします。

令和元年7月20日、私と副の本村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第19号農地法第4条許可申請書審議及び関連する議案第20号農地法第5条許可申請書審議の番号2の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第19号農地法第4条許可申請書審議及び関連する議案第20号農地法第5条許可申請書審議の番号2の案件について許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第20号農地法第5条許可申請書審議の番号2以外の案件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の15頁をご覧ください。2件です。

番号1の転用目的は、地震計設置、権利種別は賃借権設定です。

番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

なお、番号1は、転用済みのため、始末書が付いています。

また、番号3の申請地は湯之元第一地区土地区画整理事業施行区域内であり、仮換地等による実測面積222㎡です。

以上、計2件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

11番 議案第20号の番号1について報告いたします。

令和元年7月22日、私と正の野元委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第20号の番号3について報告いたします。

令和元年7月20日、私と副の池田委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第20号農地法第5条許可申請書審議の番号2以外の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第20号農地法第5条許可申請書審議の番号2以外の案件について許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第21号農用地利用集積計画審議を議題といたします。
議題に入る前に、取下げの案件がありましたので、事務局の説明を求めます。

事務局 20頁の番号1については、取下げの届け出がありましたので削除をお願いします。

会長 それでは、審議に入ります。

まず、議事参与制限等の案件を先に審議いたします。
東委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 22頁の番号7、番号8です。貸借です。

これにつきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田はなし、畑は1,709㎡、計1,709㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第21号農用地利用集積計画審議の東委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第21号農用地利用集積計画審議の東委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

東委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 議事参与制限等の案件が済みしましたので、その他の案件を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 所有権移転から説明いたします。資料の19頁です。

面積について、田はなし、畑は295㎡、計295㎡、利用権設定件数は1件です。

次に、貸借について説明いたします。資料の20頁から24頁です。

面積について、田は11,709㎡、畑は11,993㎡、計23,702㎡、うち再設定面積は9,887㎡、利用権設定件数は17件、うち再設定件数は8件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第21号農用地利用集積計画審議の議事参与制限等以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第21号農用地利用集積計画審議の議事参与制限等以外の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

次に、日程第6、議案第22号非農地証明願出書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の25頁をご覧ください。1件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した宅地です。

以上、計1件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

9番 議案第22号の番号1について報告いたします。

令和元年7月23日、私と副の鳩野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。非農地として証明することが相当であるとの報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第22号非農地証明願出書審議の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第22号非農地証明願出書審議の案件について、非農地として証明することに決定しました。

2番 令和元年度7月総会を閉会します。

(閉会 10時00分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 (印)

17番 (印)

18番 (印)